

自動車リサイクル法 **引取業** 登録申請書類等一覧

〔新規・更新〕

◎→必須のもの

○→該当する場合に必要なもの

提出書類及び添付書類	申請者別	
	法人	個人
【様式第一（第1面～第2面）】 引取業者登録（登録の更新）申請書	◎	◎
【添付書類】		
申請者（個人）の住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの） ※注1	—	◎
法定代理人（申請者が未成年の場合）の住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの）※注1	—	○
法人登記簿謄本（履歴事項証明）	◎	—
使用済自動車にフロン類が含まれていることを確認できる書類（いずれかを添付） ア）確認方法を記載した書類（別添「残存フロン類の確認方法」等） イ）自動車整備士，中古自動車査定士等の資格者証の写し等 ※注2	◎	◎
【別紙1】 申立書	◎	◎
登録通知書原本〔更新申請の場合〕	◎	◎

注1）添付書類の「住民票の写し」とは、住民票の謄本又は抄本のことで、行政庁窓口において取得した書類のことです。（当該者が外国人の場合には、国籍が記載されたものを添付してください。）

注2）氏名・写真の記載されたページ，整備士の種類・合格年月日の記載されたページのコピーを添付してください。また，資格者証の写し等の他に，整備士が事業所に所属していることが確認できる書類（名刺，組織図など）を添付してください。

★ 添付書類の各種証明書類については、申請日から3か月以内のものを提出してください。

★ 申請書及び申立書には実印登録している印鑑の押印が必要です。

★ 提出部数は2部〔正本1部，副本（コピー）1部〕必要となります。

★ 登録通知書を郵送希望の場合は、返信用封筒（140円分切手貼付）をご用意ください。

なお，登録通知書を受領後，必ず受領書を提出していただきます。

★ 申請を行政書士等に委任される場合は，申請者の実印を押印した委任状を提出してください。その場合は，当該実印に係る印鑑証明書を添付してください。

申請について

郵送による申請はできません。電話でご予約の上、市廃棄物政策課の窓口で申請してください。

○ 手数料：3,000円（新規・更新とも同じです）

○ 納付方法：申請手数料は申請当日に銀行で納付していただきますので、**現金**でご用意ください。

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導 G

TEL：028-632-2928

FAX：028-633-4323

202304